

ハイランド3丁目自治会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、ハイランド3丁目自治会と称す。

(区域)

第3条 本会の区域は、横須賀市ハイランド3丁目とする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会の主たる事務所は、横須賀市ハイランド3丁目19番5号に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

2 本会の区域内に所在する事業所および本会が認めた団体等は賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会届を会長あてに提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出するものとする。

2 会員が死亡し、または区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名から4名 |
| (3) 部長 | 各部1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 役員は、会員の中から選任し、総会において承認を必要とする。

3 会長は会計部長を、監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、本会の部署を分掌する。

4 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任しまたは仕事満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(役員の仕事)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の権能)

第14条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するに際しては、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

ただし、次条第2項の規定に基づく事項については、表決権を有する世帯の過半数の出席があれば開会できる。

(会員の表決権)

第19条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の各号を除いた事項の会員の表決権は、会員の所属する1の世帯に1箇とする。

- (1) 会則の改定に関する事
- (2) 財産の処分に関する事
- (3) 解散に関する事

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員または第19条第2項における表決権を有する世帯(以下「会員世帯」という)は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員または会員世帯を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条および第20条の規定の適用については、出席した会員または会員世帯とみなす。

(総会の議事録および報告)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
 - (2) 会員または会員世帯の現在数
 - (3) 出席者の数(書面表決者または表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
 - (4) 議決の方法
 - (5) 議決事項
 - (6) 議事の経過の概要および発言要旨
 - (7) 議決の結果
 - (8) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (9) その他必要な事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 会長は、総会終了後30日以内に、会議の内容、議決事項、議決の結果等を文書をもって会員に報告する。

第5章 役員会

(役員会)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

ただし、会長の求めに応じて、監事も役員会に出席して意見を述べることができる。この場合、第28条、第29条における定足数および議決権に関わることはできない。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第25条 役員会は、定例役員会のほか、会長が必要と認めたとき、または役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して開会の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第29条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第30条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第31条 第22条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員または会員世帯」とあるのは「役員」と、「書面表決者または表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

- 2 本会の資産である第32条第1号の資産を処分し、または担保に供する場合には、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第35条 本会の事業計画および収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および収支決算)

第36条 本会の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第37条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において、会員の4分の3以上の同意を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第39条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

- 2 総会の決議に基づく解散の場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第8章 雑 則

(備え付け帳簿および書類)

第40条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録と資産の状況を示す書類その他必要な帳簿、書類一式を備えておくものとする。

(委任)

第41条 この会則の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を得て別に定める。

付則

- 1 この会則は、2023年2月10日から施行する。
これにより、2022年4月1日付で施行した会則はこれを廃止する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第9条第2項および第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず設立認可のあった年の年度末とする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から年度末までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画および収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。